

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2017年(平成29年)6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年藤沢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「主任介護支援専門員(」の次に「介護支援専門員であつて、」を加え、「であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(改正後の第2条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経

過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にとっては、平成32年3月31日)までに修了した場合には、同号に規定する日までの間に修了したものとみなす。

3 前項の規定により改正後の第2条第1項第3号に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、改正後の第2条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第48号)の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成28年藤沢市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図る必要による。